

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度 第2回いちき串木野警察署協議会
会 議 日 時	令和6年11月13日（水）午後2時～午後4時30分
会 議 場 所	いちき串木野地区交通安全協会2階会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 5人 2 警察署 署長以下 8人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 署長からの説明等 署長において、 ○ 管内の治安情勢と警察の取組状況の説明を行った。</p> <p>2 委員からの意見・要望の提言等 (1) 警務課関係 ア（意見：委員） 9月11日は、「警察相談の日」となっていました。連絡先は警察安全センターとなっていました。いちき串木野市から何件くらいの相談があったのでしょうか。 （回答：警務課長） 「警察相談の日」は、警察相談専用ダイヤルが全国共通で「#9110」であることにちなんで制定されたものです。 「#9110」をダイヤルした場合は、警察本部の警察安全相談センターにつながります。 警察安全相談センターに確認しましたところ、いちき串木野市に居住する方からの相談は2件とのことでした。 なお、当署で受理した相談は、本年9月末現在で485件、月平均で約50件を超えております。 主な相談としては、近隣住民との関係や「知らない電話から連絡があった。」という生活の安全・安心に関する相談のほか、「横断歩道が消えかかっている。」、「車や自転車のマナーが悪いので取り締まりをしてほしい。」など、交通関係の相談等も多い傾向にあります。</p> <p>イ（意見：委員） 警察署内の組織、例えば、交通安全協会やほかの組織の代表者と、年一回程度、交流の場を設けることは、できないでしょうか。 （回答：警務課長） 委員御指摘のとおり、我々の警察活動に御理解、御支援を賜っている関係団体の方々は「いちき串木野の安全・安心を守る。」という共通の目的があり、意見・要望等に関する意見交換等の交流の場は重要であると認識しております。 ただ、支援していただいている関係機関・団体は、数も多いですので、開催方法や開催時期等については、今後、検討させていただきたいと思っております。</p> <p>ウ（意見：委員） 県警察による問題が収束していない中、他府県の警察の問題が全国的に報じられています。いちき串木野署におきましても、様々な対応を講じられておられると思いますが、市民の方々に対しましては、誠意ある言葉で接していただきたい。 （回答：警務課長） 委員御指摘のとおり、本県以外の他府県においても警察による各種問題が報じられていることは承知しております。 県警察では、これまでの事案を踏まえ、現在、4つの項目からなる再発防止策を推進しているところであります。 当署におきましても、管内の治安維持のためには、地域住民の方々からの信頼が不可欠であるとして、「誇りと使命感の醸成」を含めた各種施策に取り組んでいるところであります。 また、管内の治安維持のため、交通取締りや職務質問等、各種警察活動を推進し</p>	

ているところでありますが、職務執行に関して、市民の方からの批判的な言動等は、見受けられません。

ただ、警察に寄せられる各種相談の中には、警察に対する様々な御意見や御要望があり、時には批判的な申出がなされることもあることから、署員に対して、相手の立場に立った親切・丁寧な対応を心掛けるよう指示教養を行っているところであります。

今後も、住民の方からの相談や申出等に対しましては、相手の心情に配慮しつつ、真摯に向き合い、言葉遣いを含めて誠実に対応してまいります。

(2) 地域課関係

ア（意見：委員）

日没が早くなりました。児童・生徒の帰宅時の地域警察官によるパトロール等の強化をお願いします。

（回答：地域課長）

登下校の時間帯については、事案等の発生がない場合、できる限り、学校周辺のパトロールを行っているところであります。

委員から御要望があったとおり、日没が早くなっていますので、子供に対する犯罪や交通事故を防止するため、より一層、児童・生徒の帰宅時間帯におけるパトロールを強化してまいります。

イ（意見：委員）

最近の強盗事件報道に関して、管内のパトロール状況はいかがでしょう。前年、前回より、回数時間を増やしているとか。職務質問回数を増やしているとか。

また、地域安全（防犯）対策の啓発活動状況等を教えてください。

（回答：地域課長）

交番やパトカーの勤務員は、基本的には勤務基準に則して勤務しますが、管内の実情や事案発生状況等を踏まえて、時間帯、場所等を勘案するなどして、効果的なパトロールが推進できるようにしています。

委員から御意見がなされた全国的に発生している強盗事件については、本県を含めた地方部における発生や模倣犯による犯行が懸念される場所です。

そのため、当署では事件が深夜帯に発生していることを踏まえ、深夜帯における住宅地周辺の重点警戒、パトカーの赤色灯を点灯させた「見せる警戒」、不審者等に対する職務質問、所持品検査等の徹底を基本とする警戒活動を強化し、強盗等を含めた犯罪抑止、地域住民の安心感の醸成に資するための取組を行っています。

次に、地域安全対策の啓発活動については、各家庭や事業所等を訪問する巡回連絡、交番・駐在所で毎月一回発行する広報紙、各種イベント、会合等のあらゆる機会を通じて、管内の事件事故発生状況を踏まえた注意喚起や防犯指導を行うとともに、コンビニや金融機関等の関係機関と連携した不審者訓練を行うなど、地域の安全安心活動を推進しているところであります。

(3) 生活安全刑事課関係

（意見：委員）

最近、盗撮のニュースをよく見掛けます。いちき串木野市内において、被害等はあるのでしょうか。

未然に防ぐためには、どうすればよいのでしょうか。

（回答：生活安全刑事課長）

令和6年中、当署管内において盗撮の被害届の受理はありませんが、JRで通学中の学生から「列車内でスマートフォンを向けられた。撮影されたかもしれない。」との相談や、自宅で入浴中の女性が「浴室内をのぞかれた。」という事案も発生しています。

被害防止対策として、一般的には

① 満員電車やバス、混み合うエスカレーター、男女共同トイレ等盗撮の可能性が高い場所を避ける。

② いざという時のために、防犯ブザーを持ち歩く。

③ スマートフォンを手にして不自然に近づいてくる人に用心する。

④ 浴室やトイレを使用する際は、窓を閉め施錠する。

などが有効と考えられます。

また、被害者のみならず、周囲の方々の勇気と行動で犯人の検挙と更なる被害の防止につながりますので、不審者や被害を見掛けた時は、「周りに知らせる。」「すぐに110番する。」などの御協力をお願いいたします。

当署としましては引き続き、大型商業施設やコンビニ、公園等の公共施設への立ち寄りを行うとともに、列車内における警戒パトロールを実施するなどして、管内の事件の抑止、住民の不安解消に努めてまいります。

(4) 交通課関係

ア（意見：委員）

昨年、7月に規制緩和された電動キックボードのいちき串木野市内における利用者はいるのでしょうか。

(回答：交通課長)

令和5年7月1日からこれまで原動機付自転車とされていた電動キックボードのうち、一定の基準を全て満たすものが「特定小型原動機付自転車」に分類されました。

本年9月末現在、いちき串木野市では7台の特定小型原動機付自転車の登録を把握しています。

現在のところ、管内での取扱いはありませんが、全国では、特定小型原動機付自転車関連の交通事故や交通違反が発生しておりますので、安全利用に向けた交通安全教育及び取締りを推進してまいります。

イ (意見：委員)

えびす市場より、アクアホール前道路「いちき港線」の「日之出橋」方向に国道3号線より運転して来る時、停止線が手前にあるため、「右側よりアクアホール側の走行車が見えにくい。」との声があります。

以前は、「日之出橋」の付近箇所に「カーブミラー」が設置されているようですが、再設置はどのようなのでしょうか。

(回答：交通課長)

一時停止線については、見通しの悪い場所となりますので、安全に停止できる位置として、手前に停止線を設置しています。

停止線で停止した後、左右が見通せない場合は、見通し可能な地点まで徐行し、必要があれば、そこで再び停止して安全確認するという多段階停止で安全を確認していただき、進行することとなります。

カーブミラーの設置については、道路管理者が担当となりますが、一時停止や徐行をすることで安全確認が可能であれば、設置できない場合もあります。

ウ (意見：委員)

JAFの調査によると、信号機のない横断歩道における車の一時停止率が、県内では42.8%という数字が出ています。

子供から「車が止まってくれない。」と聞きますのでお尋ねしますが、管内での調査結果は、どうでしょうか。

また、この違反について、最近の検挙数が分かれば教えてください。

(回答：交通課長)

JAFの調査は、例年、全国で調査が実施され、年々、少しずつではありますが、上昇してきています。

管内での調査は実施されていませんが、同調査の結果を受け、「横断歩道における歩行者の優先」を徹底するため、あらゆる警察活動を活用して横断歩道における運転者の交通ルール遵守と歩行者の交通マナーの実践について呼び掛けたほか、令和5年中、横断歩行等妨害違反2件、本年9月末現在で6件を検挙しています。

横断歩道で横断歩行者の横断を妨害する行為は、交通違反となることはもちろんですが、重大事故につながりかねない危険な行為ということで、引き続き、通学路における交通誘導等を実施するなど、横断歩道における歩行者保護意識の向上に向けた活動に取り組んでまいります。

エ (意見：委員)

自転車のヘルメット着用状況はいかがでしょう。ネックは、「学生」や「外国人」だと思います。

ヘルメットに限らず、ながらスマホや数人による並列走行等、指導する警察は言語の壁、国柄等大変だと思いますが、優しいだけの警察ではなく、威厳を保ち、しっかりと日本のルールを守ってもらえるように指導していただきたい。

(回答：交通課長)

令和5年4月から全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されたことを受け、交通事故時における頭部保護の重要性や乗車用ヘルメットの着用による被害軽減効果についての教育・啓発を実施し、着用の定着を図っているところです。

また、自転車のマナーに関しましては、住民の方から相談等も寄せられているところであり、当署としましては、管内の各学校や外国人実習生を受け入れている企業に対して交通安全講話等を行うとともに、ヘルメット着用促進やライト点灯等の交通マナーの遵守について検討をお願いしているところです。

取締り状況は、二人乗り、一時不停止又は携帯電話使用については、令和5年中は49件、本年は9月末現在で35件警告しています。

本年11月1日から、自転車のながら運転や酒気帯び運転の罰則も強化されたことから、引き続き、街頭における指導を徹底し、あらゆる機会を通じて交通安全教育を図ってまいります。

オ (意見：委員)

いちき串木野市総合体育館から、須納瀬交差点につながる道路を神村学園の男子

サッカー一部の生徒が日常的に自転車で通行していますが、道路自体に街灯が少なく民家等もないため、夕暮れ後の通行時に自転車のライトだけでは、自動車側からの発見が遅れてしまいそうなほど、暗くて気付きにくい。

街灯を設置して明るくする対策はできないでしょうか。

(回答：交通課長)

県警察では、薄暮時の無灯火や下向きライトによる歩行者等の発見遅れによる事故を抑止し、確実な点灯習慣を定着していただくために

- ・ 早めのライト点灯
- ・ 原則上向きライト点灯
- ・ トンネル内ライト点灯

の「3(サン)ライト運動」を推進しています。

御意見の場所については、街灯もなく、非常に暗くなっていますので、「早めに」、「上向きに」ライトを点灯して、いち早く危険を察知し、また自車の存在を知らせ、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

街灯の設置については、道路照明灯は道路管理者、防犯灯は自治会や町内会となりますので、御意見としてお伝えします。

(5) その他

(意見：委員)

日頃より、私たちが安心安全に住み良い生活に気配り・見回りなど大変お世話になっています。テレビ、新聞等で県警の情報漏えいについて報道されていますが、一部の警察官の行動で、市民からの厳しい声が上がっているのも事実ですが、本市の警察署管内においては、市民からの信頼も厚く、市民の声を大事にしてくださっていることに感謝いたします。これからもよろしくお願ひします。

3 術科訓練状況の視察

当署員が実施する術科(剣道)訓練の実施状況を視察した。

備考

令和6年度第3回警察署協議会は、令和6年2月中をめどに実施する予定